熊本県公報

第１２４７２号
平成27年11月20日（金）
（毎週　火・金発行）

目　次

告　　示
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止……（障がい者支援課）　1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定……（　〃　）　2
○保安林の指定の解除に関する予定……（森林保全課）　2
○保安林の指定の解除に関する予定……（　〃　）　2
○熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定……（くらしの安全推進課）　2
○指定居宅サービス事業者の指定……（高齢者支援課）　3
○指定介護予防サービス事業者の指定……（　〃　）　3
○保安林の指定に関する予定……（森林保全課）　3
○産業廃棄物処理施設変更許可申請……（廃棄物対策課）　3
○熊本県議会平成２７年１２月定例会の招集……（財政課）　4
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除……（砂防課）　4
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……（　〃　）　4
○熊本産業展示場吸収式冷温水発生機分解点検整備業務に係る一般競争入札の参加資格等……（くまもとブランド推進課）　5
○道路の区域変更……（道路保全課）　6
○道路の供用開始……（　〃　）　6
公　　告
○換地処分……（農地整備課）　6
○農用地利用配分計画の認可申請……（農地・農業振興課）　6
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……（建築課）　7
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……（　〃　）　7
○熊本産業展示場吸収式冷温水発生機分解点検整備業務に係る一般競争入札の実施……（くまもとブランド推進課）　7
登　載　依　頼
○熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気に係る一般競争入札参加資格等……（警察本部会計課）　10
○熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気に係る一般競争入札の実施……（　〃　）　11
○政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表……（選挙管理委員会）　14
○政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表……（　〃　）　15
○政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表……（　〃　）　15
○政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表……（　〃　）　15
○政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表……（　〃　）　16

告　　示

熊本県告示第１００７号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第４６条第２項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第５１条の規定により公示する。

平成２７年１１月２０日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
八代市社協ほほえみ泉 八代市泉町下岳２９７４	社会福祉法人八代市社会福祉協議会 八代市本町一丁目９番１	居宅介護 重度訪問介護	平成２７年１０月３１日

番地　八代市泉地域福祉センター内	４号 中村　博生		

熊本県告示第１００８号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第２９条第１項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第５１条の規定により公示する。

平成２７年１１月２０日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
訪問介護ステーションみずこし 上益城郡御船町水越七反田２４１５－２	特定非営利活動法人くまもとライフボート 熊本市中央区出水５丁目１１番３８号 本田　光夫	居宅介護 重度訪問介護	平成２７年１２月１日

熊本県告示第１００９号

森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２９条の規定により農林水産大臣から次の保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、同法第３０条の規定により告示する。

平成２７年１１月２０日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　解除予定保安林の所在場所　玉名郡南関町大字久重字石倉２６８５番（次の図に示す部分に限る。）
２　保安林として指定された目的　水源の涵（かん）養
３　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び県北広域本部並びに南関町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第１０１０号

森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２９条の規定により農林水産大臣から次の保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、同法第３０条の規定により告示する。

平成２７年１１月２０日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　解除予定保安林の所在場所　球磨郡山江村大字万江乙字光永恵４１６番４ほか１筆（次の図に示す部分に限る。）
２　保安林として指定された目的　水源の涵（かん）養
３　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び県南広域本部球磨地域振興局並びに山江村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第１０１１号

熊本県少年保護育成条例（昭和４６年熊本県条例第３０号）第７条第１項の規定により少年に有害な興行として平成２７年１１月１１日次のように指定したので、同条第２項の規定により公示する。

平成２７年１１月２０日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

種　別	題　名	指定理由
有害指定映画	いたずら天使　乱れ姿七変化（オーピー） 美人教師　淫乱舌なめずり（オーピー） 鞭で泣かす（新東宝） 不倫美姉妹　白衣のあえぎ（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

	痴漢電車　悶絶！裏夢いじり（オーピー）	

熊本県告示第１０１２号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４１条第１項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第７８条の規定により公示する。

平成２７年１１月２０日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人平成会	介護老人保健施設　平成ドリーム館	荒尾市水野１５５６番地	平成２７年１２月１日	訪問リハビリテーション

熊本県告示第１０１３号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第５３条第１項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第１１５条の１０の規定により公示する。

平成２７年１１月２０日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人平成会	介護老人保健施設　平成ドリーム館	荒尾市水野１５５６番地	平成２７年１２月１日	介護予防訪問介護リハビリテーション

熊本県告示第１０１４号

森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２９条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第３０条の規定により告示する。

平成２７年１１月２０日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　保安林予定森林の所在場所　熊本県山鹿市鹿央町合里字冷水４２９６番（次の図に示す部分に限る。）、字立石４２８１番、字冷水４２８４番、４２８８番、４３３０番

２　指定の目的　土砂の流出の防備

３　指定施業要件

（１）立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

字冷水４２８４番・４２８８番・４２９６番・４３３０番（以上４筆について次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（２）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第１０１５号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第１５条の２の６第１項の規定により産業廃棄物処理施設の処理能力の変更許可の申請があったので、同条第２項において準用する同法第１５条第４項の規定により次のとおり告示するとともに、平成２７年１１月２０日から平成２７年１２月２１日まで（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）の間、申請書（同法第１５条の２の６第２項において準用する同法第１５条第３項の規定による添付書類及び図面を含む。以下同じ。）を縦覧に供する。

なお、同法第１５条の２の６第２項において準用する同法第１５条第６項の規定により、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して２週間を経過する日までに、熊本県環境生活部環境局廃棄物対策課又は熊本県天草保健所衛生環境課への持参又は郵送等の方法により、熊本県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成２７年１１月２０日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　申請者の住所、名称及び代表者の氏名
天草市桧宇土町７番地１
有限会社天草産業廃棄物処理工業
代表取締役　吉田　康一
２　産業廃棄物処理施設の設置の場所
天草市桧宇土町字鶴道１番１ほか
３　産業廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令第３００号）第７条第１４号ロに掲げるもの（安定型最終処分場）
４　産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
がれき類、金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず及びゴムくず
５　変更許可申請の内容
産業廃棄物処理施設の処理能力の変更

項　　目	変　更　前	変　更　後
埋立面積（平方メートル）	２５，１０４	３１，７２８
埋立容量（立法メートル）	２６０，９３９	３９７，３２５

６　申請年月日
平成２７年６月９日
７　申請書の縦覧場所
天草市今釜新町３５３０　熊本県天草保健所衛生環境課

熊本県告示第１０１６号

平成２７年１２月１日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。

平成２７年１１月２０日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県告示第１０１７号

平成２６年５月３０日熊本県告示第５６０号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第６項において準用する同条第４項及び第９条第９項において準用する同条第４項の規定により公示する。

平成２７年１１月２０日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　岩倉川（３８４－１－００４）
(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町合里
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(4)　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成１３年政令第８４号。以下「政令」という。）第４条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
２　堂平１（３８４－２－００５）
(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町千田
(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第１０１８号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第

５７号）第７条第１項及び第９条第１項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成２７年１１月２０日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　岩倉川（３８４－１－００４）

(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町合里及び坂田、玉名郡和水町榎原

(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(4)　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成１３年政令第８４号。以下「政令」という。）第４条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課並びに県北広域本部鹿本地域振興局土木部及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

２　堂平１（３８４－２－００５）

(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町千田、熊本市北区植木町宮原

(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4)　政令第４条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課並びに県北広域本部鹿本地域振興局土木部及び県央広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第１０１９号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成２７年１１月２０日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　競争入札に付する事項
熊本産業展示場吸収式冷温水発生機分解点検整備業務

２　入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、３に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。

３　入札参加資格を得るための申請方法等

(1)　申請の方法
２の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2)　入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
電話番号　０９６－３３３－２５８１

(3)　入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成２７年１２月４日（金）午後５時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4)　入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5)　入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成３０年３月３１日までとする。

(6)　有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成２９年１０月１日から平成２９年１１月３０日（閉庁日を除く。）までに行う。

熊本県告示第１０２０号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成２７年１１月２０日から６０日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成２７年１１月２０日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般県道	遠原渡線	球磨郡球磨村大字三ヶ浦丙字貫ノ本　１４２０番３地先から	前	4.3～7.2	254.4	単道改
		同所　１４１１番１地先まで	後	7.7～21.2	254.4	

２　区域を変更する期日　平成２７年１１月２０日

熊本県告示第１０２１号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成２７年１１月２０日から６０日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成２７年１１月２０日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長（メートル）	備考
一般国道	３２５号	山鹿市鹿本町下高橋字五反田１０８番１地先から山鹿市鹿本町中富字福島５番１地先まで	235.0	広域連携交付金

２　供用を開始する期日　平成２７年１１月２０日

公　告

熊本県公告第７４７号

県営矢部南部地区（米内蔵２換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成２７年１１月２０日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県公告第７４８号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１８条第１項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第３項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成２７年１１月２０日から同年１２月３日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成２７年１１月２０日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住　所	
山本　壯	合志市須屋	合志市須屋字皮籠山２２４８番

２　申請年月日

平成２７年１１月６日

熊本県公告第７４９号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により次のとおり公告する。

平成２７年１１月２０日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字南方上２８４０番１、同２８４１番１及び同２８４１番２
２，８８７．０５平方メートル

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町大字津久礼２９６２番地３
有限会社サンケイ地所

熊本県公告第７５０号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により次のとおり公告する。

平成２７年１１月２０日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市竹迫字屋敷１６１５番１及び同１６１５番４
１，５９９．１４平方メートル

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市南区馬渡２丁目１２番３６号
株式会社サンタ不動産

熊本県公告第７５１号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第６条の規定により次のとおり公告する。

平成２７年１１月２０日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　競争入札に付する事項

(1)　業務の名称
熊本産業展示場吸収式冷温水発生機分解点検整備業務

(2)　業務に係る入札・契約担当部局
熊本県商工観光労働部観光経済交流局くまもとブランド推進課県産品販路拡大班

(3)　業務の内容
熊本産業展示場吸収式冷温水発生機分解点検整備業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4)　業務期間
契約締結の日から平成２８年３月２２日まで

(5)　履行場所
熊本県上益城郡益城町福富１０１０番地（熊本産業展示場）

(6)　入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、４(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。

ア　入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者

イ　登録してある電子入札用電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ＩＣカードの再取得を準備している者

ウ　名称、住所、代表者等の変更によりＩＣカードの再取得を準備している者

(7)　入札金額
入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の１００分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１０８分の１００に相当する金額により入札すること。

(8)　仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和３９年熊本県告示第４２０号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。

(9)　最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

２　入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であること。
(1)　物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するための入札参加資格申請内容変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付けるが、３(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。
ア　競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間
公告の日から平成２７年１２月４日（金）午後５時まで
イ　競争入札参加資格審査申請書提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館２階）
郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
ウ　競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。
エ　提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付期間内に必着とする。
(2)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
(3)　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
(4)　熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成１４年熊本県告示第８１１号）第２条第１項の規定による指名停止の期間中でないこと。
３　入札参加のための確認申請
(1)　提出書類
この入札に参加を希望する者は、２(2)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
競争入札参加資格確認申請書
(2)　提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)に掲げる書類を電子入札システムにより、提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)に掲げる書類を書面で提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
(3)　提出期間
公告の日から平成２７年１２月１６日（水）午後５時まで
(4)　提出先
１(2)に掲げる入札・契約担当部局
(5)　確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
４　入札手続等
(1)　入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
１(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成２７年１２月１６日（水）午後５時まで受け付ける。
(2)　入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び１(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成２８年１月６日（水）まで行う。
(3)　入札の方法
ア　電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成２８年１月５日（火）午後５時までに電子入札システムにより入札すること。
イ　紙入札による入札の方法
(ア)　日時　平成２８年１月６日（水）午前１０時
(イ)　場所　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
熊本県商工観光労働部観光経済交流局くまもとブランド推進課（県庁行政棟本館８階）
(ウ)　入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成２８年１月５日（火）（必着）までに１(2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付

においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4)　開札の方法及び日時等

開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5)　入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、２回までとする。１回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の１時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6)　入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア　熊本県競争契約入札心得第８条各号のいずれかに該当する入札

イ　民法（明治２９年法律第８９号）第９５条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ　電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ　電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して行った入札

オ　紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7)　入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8)　落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和６０年熊本県規則第１１号）第８９条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9)　入札保証金

免除する。

5　契約について

(1)　契約書の作成の要否

要

(2)　契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して１０日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3)　落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して５日（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4)　契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第７７条第１項の規定により契約金額の１００分の１０以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第２項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第７８条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア　納付期限　(3)に掲げる期限

イ　提出場所　１(2)に掲げる入札・契約担当部局

6　その他

(1)　入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2)　この調達は、世界貿易機関（ＷＴＯ）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7　問合せ

(1)　問合せ先

ア　入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認等入札の内容全般に関すること

（本公告に係る入札・契約担当部局）

熊本県商工観光労働部観光経済交流局くまもとブランド推進課県産品販路拡大班

電話番号　０９６－３３３－２３３３
ファックス番号　０９６－３８５－２５０１
イ　競争入札参加資格審査申請に関すること
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号　０９６－３３３－２５８１
ファックス番号　０９６－３８１－９０１０
ウ　電子入札システムの操作方法に関すること
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号　０９６－３７３－２０３２
ファックス番号　０９６－３７０－５４５５
(2)　受付時間
午前８時３０分から午後５時１５分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日、１月２日、１月３日及び１２月２９日から１２月３１日までの日を除く。）

８　Ｓｕｍｍａｒｙ
(1)　Name and Content of Consignment
Disassembly, Inspection and Maintenance Work on Cold and Hot Water Absorption Generators at Kumamoto Industrial Exhibition Hall
(2)　Date and Place for tender：
Date：10:00 a.m. January 6,2016
Place：Kumamoto Prefectural Government
Kumamoto-Brand Promotion Division
(8 th floor of Prefectural Government Main Building)
(3)　Name of Department in Charge of Bidding Contract
Kumamoto-Brand Promotion Division
Kumamoto Prefectural Government
(8th floor of Prefectural Government Main Building)
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone：096-333-2333
(4)　Other
Language：Japanese
Currency：Japanese Yen

登載依頼

熊本県警察本部告示第６号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成２７年１１月２０日

熊本県警察本部長　後　藤　和　宏

１　競争入札に付する事項
熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気

２　入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、３に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。

３　入札参加資格を得るための申請方法等
(1)　申請の方法
２に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
(2)　入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟２階）
郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
電話番号　０９６－３３３－２５８１
(3)　入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成２７年１２月２日（水）午後５時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
(4)　入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5)　入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成３０年３月３１日までとする。
(6)　有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成２９年１０月１日から平成２９年１１月３０日（閉庁日を除く。）までに行う。

熊本県警察本部公告第６７号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第６条の規定により次のとおり公告する。

平成２７年１１月２０日

熊本県警察本部長　後　藤　和　宏

１　競争入札に付する事項
(1)　調達物品名
熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気
(2)　予定数量
６，５８８，３７７ｋＷｈ
(3)　調達物品に係る入札・契約担当部局
熊本県警察本部警務部会計課施設管理室管財・管理係
(4)　調達物品の内容
４(2)により取得する入札説明書及び仕様書による。
(5)　調達期間（供給期間）
平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで
(6)　供給場所
入札説明書による。
(7)　契約の種類
単価契約
(8)　入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、４(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア　入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ　登録してある電子入札用電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ＩＣカードの再取得を準備している者
ウ　名称、住所、代表者等の変更によりＩＣカードの再取得を準備している者
(9)　入札金額
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、入札金額の算出基礎として、電気料金総額内訳書及び施設別内訳明細を添付すること。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の１００分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１０８分の１００に相当する金額により入札すること。
(10)　調達物品に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和３９年熊本県告示第４２０号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。
(11)　最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
２　入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であること。
(1)　物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するための入札参加資格申請内容変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付けるが、３(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。
ア　競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から平成２７年１２月２日（水）午後５時まで
イ　競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館２階）
郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
ウ　競争入札参加資格申請書等の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。

エ　提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付期間内に必着とする。

(2)　電気事業法(昭和３９年法律第１７０号)第３条第１項の規定により一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第１６条の２第１項の規定により特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。

(3)　前年度において電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）附則第１１条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成１４年法律第６２号）第８条第１項の勧告を受けていない者であること。

(4)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(5)　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所からの当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(6)　熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成１４年熊本県告示第８１１号）第２条第１項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(7)　次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。

ア　役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力密接関係者であるとき。

イ　役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。

エ　役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。

オ　役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

※　暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成２２年熊本県条例第５２号）第２条に規定するものをいう。

※　役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。

※　「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

３　入札参加のための確認申請

(1)　提出書類

この入札に参加を希望する者は、２(2)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア　競争入札参加資格確認申請書

イ　「電気事業者の登録」に係る確認書類

ウ　役員等一覧

(2)　提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を電子入札システムにより、１つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イ及びウの書類の電子データの容量が３メガバイトを超える等、１つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウの書類の目録を(1)アの書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウの当該書類は、提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3)　提出期間

公告の日から平成２７年１２月１０日（木）午後５時まで

(4)　提出先

１(3)に掲げる入札・契約担当部局

(5)　確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

４　入札手続等

(1)　入札手続及び入札仕様等に対する質問の受付期間

１(3)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成２７年１２月１０日（木）午後５時まで受け付ける。

(2)　仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取

得
入札情報公開サービスシステム及び１(3)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成２８年１月８日（金）午後５時まで行う。

(3)　入札の方法

ア　電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成２８年１月７日（木）午後５時までに電子入札システムにより入札すること。

イ　紙入札による入札の方法
(ア)日時　平成２８年１月８日（金）午前１０時
(イ)場所　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
熊本県警察本部警務部会計課施設管理室（熊本県庁警察棟２階）
(ウ)入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成２８年１月７日（木）（必着）までに１(3)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4)　開札の方法及び日時等
開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員）のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5)　入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、２回までとする。１回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の１時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6)　入札の無効
次のアからソまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札候補者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア　本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ　紙入札方式による入札において委任状を提出しない代理人のした入札
ウ　紙入札方式による入札において記名押印を欠く入札
エ　紙入札方式による入札において金額を訂正した入札
オ　紙入札方式による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
カ　明らかに連合によると認められる入札
キ　紙入札方式による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は２人以上の代理をした者の入札
ク　紙入札方式による入札において二以上の意思表示をした入札
ケ　紙入札方式による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
コ　民法（明治２９年法律第８９号）第９５条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
サ　電子入札システムによる入札において入札執行（開札）日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札
シ　電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
ス　電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して行った入札
セ　有効な電気料金総額内訳書が添付されていない入札
ソ　その他入札に関する条件に違反した入札

(7)　入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8)　落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和６０年熊本県規則第１１号）第８９条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9)　入札保証金
免除する。

５　契約について
(1)　契約書の作成の要否
要
(2)　契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して１０日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条第１項各号に掲げる日の日数は算入しない。）を経過した日
(3)　落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して５日（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日の日数は算入しない。）を経過した日
(4)　契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第７７条第１項の規定により、契約金額の１００分の１０以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第２項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第７８条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
ア　納付期限　(3)に掲げる期限
イ　提出場所　１(3)に掲げる入札・契約担当部局
６　その他
(1)　入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
(2)　この調達は、世界貿易機関（ＷＴＯ）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
７　問合せ
(1)　問合せ先
ア　入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。
（本公告に係る入札・契約担当部局）
熊本県警察本部警務部会計課施設管理室管財・管理係
電話番号　０９６－３８１―０１１０（内線２２６３）
ファックス番号　０９６－３８１―９３４１
イ　競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号　０９６－３３３－２５８１
ファックス番号　０９６－３８１－９０１０
ウ　電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号　０９６－３７３－２０３２
ファックス番号　０９６－３７０－５４５５
(2)　受付時間
午前８時３０分から午後５時１５分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日、１月２日、１月３日及び１２月２９日から１２月３１日までの日を除く。）
８　Ｓｕｍｍａｒｙ
(1)　Name and Content of Purchasing（調達する物品の名称、数量）
Electricity about 6,588,377kWh (kilowatt-hour) to be used for Buildings which Kumamoto Police Headquarters manages
(2)　Date and Place for Tender:（入札期日）
Date: 10:00 a.m. on 8 January 2016
Place: Facilities Administration Office, Kumamoto Police Headquarters 2F
(Address) 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto city,
Kumamoto Prefecture, Japan 862-8610
(3)　Name of Department in Charge of Bidding Contract（担当部局名称、連絡先）
Property Management Division
Kumamoto Police Headquarters
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8610, Japan
Phone: 096-381-0110 (Ext. 2263)
(4)　Other（その他）
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県選挙管理委員会告示第７０号

政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第６条第１項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第７条の２第１項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成２７年１１月２０日

熊本県選挙管理委員会　委員長　松　永　榮　治

政治団体設立届

（1）その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
政治結社 日本皇心館	藤本　　光義	佐々木　一年	熊本県熊本市西区 沖新町4717－1	平成27年9月7日

熊本県選挙管理委員会告示第７１号

政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第７条第１項の規定による政治団体の届出事項等の異動の届出があったので、同法第７条の２第１項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成２７年１１月２０日

熊本県選挙管理委員会　委員長　松　永　榮　治

届出事項等の異動届

（1）政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党 水上村支部	代表者の氏名	中嶽　　弘継	廣瀬　　親吾	平成27年9月26日
日本共産党 南部地区委員会	会計責任者の氏名	川上　　紗智子	本村　　令斗	平成27年9月4日

（2）その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
泉広幸後援会	主たる事務所の所在地	熊本県天草市 本渡町本渡2696	熊本県天草市 港町３－３	平成27年4月27日
桑原正一後援会	会計責任者の氏名	勘米良　賢二	那須　　公充	平成26年7月10日
友志会	政治団体の名称	友志会	大志会	平成27年9月11日
吉田こうへい後援会	主たる事務所の所在地	熊本県宇城市 松橋町久具 358－24	熊本県宇城市 松橋町久具 1961－1	平成27年7月1日

※「異動年月日」は届出が行われた年月日ではなく、異動事項が発生した年月日になります。

熊本県選挙管理委員会告示第７２号

政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第１７条第１項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第３項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成２７年１１月２０日

熊本県選挙管理委員会　委員長　松　永　榮　治

政治団体解散届

（1）その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
甲斐榮治後援会	右田　　隆章	平成27年9月30日
合志市議会議員報酬を考える会	大住　　清昭	平成27年8月31日
杉浦康治後援会	杉浦　　康治	平成27年8月21日
たかはし津代美後援会	黒川　　寛	平成27年5月1日

※「解散年月日」は届出が行われた年月日ではなく、政治団体が解散した年月日になります。

熊本県選挙管理委員会告示第７３号

政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第１９条第３項第３号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第１９条の２第１項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成２７年１１月２０日

熊本県選挙管理委員会　委員長　松　永　榮　治

資金管理団体届出事項の異動届

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
荒木　　章博	荒木章博後援会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市西区春日１－３－１５	熊本県熊本市春日３－２－４０	平成24年4月1日

※「異動年月日」は届出が行われた年月日ではなく、異動事項が発生した年月日になります。

熊本県選挙管理委員会告示第７４号

政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第１９条第３項第２号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第１９条の２第１項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成２７年１１月２０日

熊本県選挙管理委員会　委員長　松　永　榮　治

資金管理団体でなくなった旨の届

(1)法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
杉浦　　康治	杉浦康治後援会	平成27年8月21日